年　　　月　　　日

（申請先）

横浜市　　　　　区長

　施設名称　●●●●●

施設所有者住所　■■■■■

〃　　氏名　■■■■■

省エネ設備導入に関する承諾報告書

　（施設名称）●●●●●において、（賃借等団体名称）◆◆◆◆◆が、次の省エネ設備を設置・導入し、管理することを承諾したので、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸借契約等の名称 |  |
| 賃借等団体名 | 賃借等団体名：代表者氏名：代表者住所： |
| 承諾した省エネ設備導入の内容 | 整備完了予定日：　　　年　　　月　　　日導入設備：□ ＬＥＤ照明器具（　　台）　　　　　□ 省エネエアコン（　　台）　　　　　□ 窓断熱等の導入　　　　　□ 太陽光発電設備の導入　　　　　□ 蓄電池の導入 |

（参考）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱　抜粋

第４条　補助対象施設等の要件は、原則として次の各号の基準に適合する会館とする。

(1)　町内会等が所有する施設で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設であること。

(2)　会議及び集会に必要な施設を備えていること｡

(3)　建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合するものであること。

(4)　会館への省エネ設備の導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること。

２　町内会等が会館を所有していないものの、当該町内会等が賃貸借契約等により物件を借用し、集会等の活動の拠点として利用し、省エネ設備の導入に係る経費及び賃貸借等物件の電気料金を継続的に負担している場合は、前項第１号に規定する施設とみなす。ただし、この場合、補助金交付申請において、第８条第２項に規定する書類に加え、次の各号に規定する書類を添付すること。

(1) 賃貸借契約等を証する書類の写し

(2) 町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し

(3) 施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し